

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年9月 25 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500499 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500100 号

第1 結論

請求者のA社における平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額を 65 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 51 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象となる記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「年間賃金台帳（簡易）」及び「賞与集計表」により、請求者は、請求期間に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額（65 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 19 年 12 月 7 日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500500 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500101 号

第1 結論

請求者のA社における平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額を 60 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 50 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象となる記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「年間賃金台帳（簡易）」及び「賞与集計表」により、請求者は、請求期間に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額（60 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 19 年 12 月 7 日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500501 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500102 号

第1 結論

請求者のA社における平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額を 52 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 56 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象となる記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「年間賃金台帳（簡易）」及び「賞与集計表」により、請求者は、請求期間に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額（52 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 19 年 12 月 7 日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500502 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500103 号

第1 結論

請求者のA社における平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額を 43 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 60 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象となる記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「年間賃金台帳（簡易）」及び「賞与集計表」により、請求者は、請求期間に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額（43 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 19 年 12 月 7 日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500503 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500104 号

第1 結論

請求者のA社における平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 55 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象となる記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「年間賃金台帳（簡易）」及び「賞与集計表」により、請求者は、請求期間に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 19 年 12 月 7 日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500504 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500105 号

第1 結論

請求者のA社における平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 59 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象となる記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「年間賃金台帳（簡易）」及び「賞与集計表」により、請求者は、請求期間に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 19 年 12 月 7 日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500544 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500106 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（以下「当該事業所」という。）を適用事業所とするB事業所及びC事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年3月9日から昭和35年4月1日まで

当該事業所を適用事業所とするB事業所内の施設及びC事業所内の「D店」で、それぞれ、バスボーイ及びウェイターとして勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録がない。当該事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の具体的な陳述及び複数の従業員の回答・陳述により、期間は特定できないものの、請求者が当該事業所を適用事業所とするB事業所内の施設及びC事業所内の「D店」で、それぞれ、バスボーイ及びウェイターとして勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所は、昭和49年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、当該事業所の厚生年金保険の記録を管理するE事務所では、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について、資料がないため確認することができない旨回答している。

また、当該事業所を適用事業所とするB事業所に係る事業所別被保険者名簿により、請求者が、同事業所で勤務していたと記憶する同僚の姓と同姓の従業員は二人確認できるが、一人は既に死亡しており、他の一人は連絡先が不明であることから、これらの者から当該事業所の請求期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、請求者は、当該事業所を適用事業所とするC事業所で勤務していた男性の同僚一人及び女性の同僚二人の姓のみを記憶しているところ、同事業所に係る事業所別被保険者名簿により請求者がフロアチーフと記憶する男性の同僚と同姓の従業員は二人確認できるが、一人は既に死亡しており、他の一人は事務職であった旨陳述していることから別人であり、また、請求者が記憶する女性の同僚二人については、当該名簿に記載が確認できることから、これらの者から当該事業所の請求期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

一方、当該事業所を適用事業所とするC事業所に係る事業所別被保険者名簿により、請求期間に同事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員に、同事業所の請求期間に係る厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、複数の従業員が、請求期間当時は、日本政府による雇用及び米軍による雇用の2種類の雇用形態があった旨回答しているものの、

それぞれの雇用形態における厚生年金保険の取扱いについては不明としており、これを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500482 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500107 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 29 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 7 年 9 月 1 日から平成 10 年 10 月 16 日まで

代表取締役副社長として、兄の代表取締役社長と A 社を経営していた。被保険者資格を喪失した平成 10 年より 3 年も前から標準報酬月額が減額されている。源泉徴収票及び確定申告書の写しを提出するので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、兄である事業主とともに、A 社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により確認できる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、平成 10 年 10 月 15 日付で、平成 7 年、平成 8 年及び平成 9 年の定時決定が取り消された上、平成 7 年 9 月 1 日に遡って 9 万 2,000 円に減額処理が行われていることがオンライン記録により確認できるが、上記遡及減額処理の経緯及び厚生年金保険料の滞納の有無等について、事業主に照会したものの回答が得られず、経理担当取締役は既に死亡しているため、これらの状況について確認することができない。

一方、請求者は、平成 10 年 1 月末に A 社が不渡りを出し、社会保険料が未払いとなった際、滞納した社会保険料の納付時期の説明のため、自身が管轄社会保険事務所（当時）に出向いたが、その後は、社会保険事務には関与しておらず、上記遡及減額処理にも関与していない旨陳述している。

しかしながら、請求者は、平成 10 年 1 月以降も、引き続き代表取締役としての地位にあることから、同年 10 月の遡及減額処理時においても、同社の社会保険事務について権限を有していたものと認められる上、請求者は、平成 10 年 10 月 16 日付で A 社の健康保険厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、健康保険の任意継続被保険者として、標準報酬月額 9 万 2,000 円に見合う保険料の全額を自ら納付していることから、同社における資格喪失時の標準報酬月額が 9 万 2,000 円に減額されたことを認識していたものと認められ、請求者は、同社の代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A 社の業務を執行する責任を負っていた代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標

準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。